

## 専門医資格維持施行細則の改定(案)

本細則の改定は、日本リウマチ学会関連学会内規に定める要件を満たしていることから、日本骨粗鬆症学会、日本脊椎関節炎学会を関連学会として認定する案である。

| 【現行】   | 【改定案】   |
|--|---|
| <p>【研修単位】</p> <p>5) 日本リウマチ学会が認定した関連学会(3単位/回)<br/>           #1 関連学会(*は日本医学会分科会に加盟学会を示す)<br/>           日本内科学会*、日本整形外科学会*、日本小児科学会*、日本皮膚科学会*、日本アレルギー学会*、日本リハビリテーション医学会*、日本温泉気候物理医学会*、日本免疫学会*、日本超音波医学会、日本炎症・再生医学会、日本臨床免疫学会、日本関節病学会、日本痛風・核酸代謝学会、日本結合組織学会、日本臨床リウマチ学会、日本軟骨代謝学会</p> | <p>【研修単位】</p> <p>5) 日本リウマチ学会が認定した関連学会(3単位/回)<br/>           #1 関連学会(*は日本医学会分科会に加盟学会を示す)<br/>           日本内科学会*、日本整形外科学会*、日本小児科学会*、日本皮膚科学会*、日本アレルギー学会*、日本リハビリテーション医学会*、日本温泉気候物理医学会*、日本免疫学会*、日本超音波医学会、日本炎症・再生医学会、日本臨床免疫学会、日本関節病学会、日本痛風・尿酸核酸学会、日本結合組織学会、日本臨床リウマチ学会、日本軟骨代謝学会、日本小児リウマチ学会、<u>日本骨粗鬆症学会、日本脊椎関節炎学会</u></p> <p><u>附則(2020年8月4日)</u><br/> <u>この細則の改定は、2020年度定時社員総会で承認を受け、同日から施行する。</u></p> |